

川俣町における避難指示区域の解除について

平成28年10月28日
原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、川俣町において設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域について、『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日 原子力災害対策本部決定）』における避難指示解除の要件を満たすことから、解除することを決定する。
2. 上記1. の解除は、平成29年3月31日午前0時に行う。
 - ※ 上記の解除後の避難指示区域の概念図については、参考1参照。
 - ※ 避難指示解除の要件については、参考2参照。
3. 本決定を踏まえ、川俣町長に対し、別添のとおり指示を行う。

以上